

産業廃棄物収集運搬業許可証

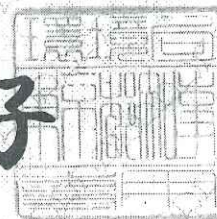
住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目12番6号

氏名 三東運輸株式会社
代表取締役 田口 勝久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 1月22日

許可の有効年月日 令和 5年 1月21日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上5種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設の所在地：(1) 東京都江戸川区篠崎町二丁目288、289（地番）
(2) 東京都江東区新木場四丁目12番50（地番）

3 許可の条件

- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出はすべて自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 1月 22日 新規許可
平成 30年 1月 22日 更新許可 第5回
平成 31年 4月 19日 変更届（積替え保管施設（2（2））の追加）

5 積替え保管許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

許可証（裏面あり）
複写及び他の使用目的は無効

産廃エキスパート

認定番号：4-17-B0079

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

2 積替え保管施設

(1) 施設の所在地：東京都江戸川区篠崎町二丁目288、289 (地番)

面積：354.51㎡ 保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、金属くず (廃水銀電池、廃空気亜鉛電池、廃アルカリボタン電池、廃酸化銀電池、廃マンガン乾電池・廃アルカリ乾電池 (いずれも水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	プラスチック容器 1個	: 0.81 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	8 m ³ コンテナ 4個	: 32 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	200ℓドラム缶 1個	: 0.3 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃HIDランプ、廃放電ランプ (いずれも水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	フレコンバック 1個	: 0.81 m ³
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃気圧計、廃湿度計、廃ガラス製温度計、廃水銀体温計、廃水銀式血圧計、廃握力計 (いずれも水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	フレコンバック 1個	: 0.81 m ³
保管量合計		: 34.73 m ³

(2) 施設の所在地：東京都江東区新木場四丁目12番50 (地番)

面積：600㎡ 保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	8 m ³ コンテナ 16個	: 128 m ³
保管量合計		: 128 m ³

(以下余白)

許可証確認用
複写及び他の使用目的は無効